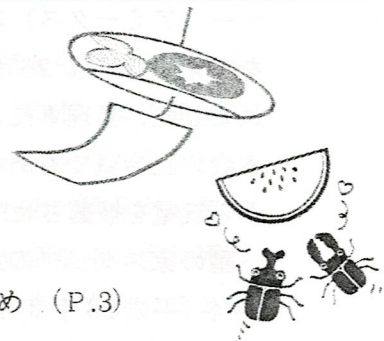




主な内容

- 「更なるご支援を」事務局長 福田雅章 (P.1)
- 平成26年度「青少年の自立を支える会」定期総会開催される (P.2)
- 「子ども虐待の最新トピックス～虐待の社会的コストや虐待された子どものケアについて～」まとめ (P.3)



更なるご支援を

事務局長 福田 雅章

去る6月8日の朝日新聞朝刊社会面に「児相保護、半数が再被害 虐待改善されず」と、親の虐待などで保護された児童相談所(児相)の一時保護所に入所した子どもの半数近くが過去に保護された経験があることがわかったと、日本子ども家庭総合研究所の調査結果が報じられました。これは、5月24日の総会のあとの研修会で講師としてお迎えした和田一郎さんが行った調査でした。

虐待対応はまず市町村レベルで行われることとなっていますが、結局は児相に頼らざるを得ないのが実情です。その児相が介入して保護しても、家庭に戻せば虐待が繰り返されるということです。児童養護施設でも、家庭復帰後に虐待が再発し、再び施設入所する子どもが後を絶ちません。行政の担当者がよく使う「見守り」の意味が、「何もしないで放っておき何かあったら対応する」ということです。しかし、このことで虐待の最前線に対応している担当者責めることはできません。そうせざるを得ないしくみなのです。いずれにしても虐待のリスクの高い家庭に対して実効性のある支援が

入っていないということです。

本会は7月1日より、宇都宮市の委託を受けて「放課後応援事業」に取り組みます。この事業はネグレクト環境にある子どもに対して食事や入浴等の生活援助を行うものです。対象となる子どもの家庭環境の特徴は、親戚や地域からの「孤立」であり、「支援を求めない(求められない)」ということです。ですから「支援はいくらでもあるのに支援を求めようとしないのだから(行政は)何もできない」ということになってしまいます。結局、子どもが最も不利益を被るのです。私たちが目指す支援の姿を端的にいうと「おせっかいな親戚(となり)のおばさん」です。親や学校の先生だけでなくたくさんの大人が関わっていくことが子どもの豊かな育ちを支えていくのです。

こうした私たちの活動は先駆的ゆえに、世間一般からの理解も行政から財政的な裏付けも十分とは言えません。金銭、ボランティア等の労力、更なるご支援をお願いいたします。

平成26年度「青少年の自立を支える会」定期総会開催される

平成26年5月24日、とちぎ青少年センター（アミークス）において青少年の自立を支える会平成26年度定期総会が開催されました。星理事長より開会挨拶のあと、本会の正会員でもある県会議員高橋文吉氏から祝電を披露させて戴きました。

星の家スタッフの大塚さんから、定足数69名（平成26年3月31日現在の正会員数208名）、のところで、本日出席の正会員数13名、委任状79名、計93名で、総会が成立しているとの報告があり、議長に小林幸正氏、議事録署名人に星理事長、石原幹司郎氏、を選任して議事に入りました。

第一号議案 平成25年度事業報告並びに収支決算について、福田事務局長より説明があり、「がんばれよ基金」についてはNPO法人として貸付事業を行ってはいけないとの事で今年度が最後の決算になる、残高については平成26年度予算の収入に繰り入れてある等の報告がありました。監事の宇賀神慶子氏より、平成26年5月21日に星の家で実施した会計監査の結果「適正に処理がされている」との報告があり、全会一致で第一号議案は承認されました。

第二号議案 平成26年度事業計画並びに予算案についても福田事務局長より事業計画の説明があり、1月1日からファミリーホーム「はなの家」がスタートし、今年度から運営が本格化する、また新規事業として県が「児童虐待世代間連鎖防止事業」を予算化し、宇都宮市からの委託を受けて「育ち・育ての相談室」「月の家」を立ち上げるとの説明がありました。次に、予算案については、今年度よりNPOの会計に準じている予算になっているとの説明がありました。事業計画、予算案についても全会

一致で可決されました。

第3号議案 定款の変更の内容について説明があり、全会一致で承認されました。

第四号議案 諸規程の変更について役員報酬規程の主旨について説明があり、全会一致で承認されました。

小林氏のスムーズな議事進行により全ての議案が原案どおり可決され、小林氏が議長を降りられました。小林さん有り難うございました。

その後、星の家ホーム長の星さんより「星の家」の活動報告、ファミリーホームの石川さんより「はなの家」の活動報告があり、総会全ての日程を終了しました。

第2部の中央地区研修会には日本こども家庭総合研究所主任研究員和田一郎氏に「子ども虐待の最新トピックス～虐待の社会的コストや虐待された子どものケアについて～」をテーマに講演を戴きました。講演の要約を会報に掲載しておきましたのでご覧下さい。



中央地区研修会

講師

日本子ども家庭総合研究所主任研究員

和田 一郎 氏

昨年12月の朝日新聞記事に載った後、100件以上の問い合わせがありました。興味を持たれている方は多いが、まだまだ社会的養護含めて無知の方が多いたことが分かりました。

本日は子ども虐待の最新トピックスということで、虐待の社会的コストや虐待された子どものケアについて発表させていただきます。

虐待はなぜいけないのか

密室で行われているような不適切な養育はチャイルドアブ्यूズネグレクト(児童虐待)と呼び、大人の子どものに対する不適切な取り扱いをチャイルドマルトリートメントと言っています。虐待とは家庭の問題と思われてきましたが、実はそうではないのです。子どもが学校等で暴力の加害者や被害者になった時、大人になっての精神疾患や自傷、離婚や自殺が多く特に女性が多いです。これらの医療費は本人が3割支払い、残りの7割は社会で負担しています。救急搬送のために救急車や警察が駆けつけるのも社会的コストとなります。また精神科の閉鎖病棟に居る女性の多くは、過去に性的虐待を受けているケースが大半であることが分かっています。

どのような子どもたちが社会的養護に行くのか

虐待通告を受けると児童相談所はその子どもを一時保護します。日本では年間2万人弱もの数の子どもが一時保護されていますが、この一時保護にも親の同意が必要であり保護所が満員のため調整中に虐待死してしまうという痛ましい事件もありました。困難な親も多く、毎年100人が虐待死しているのが現実であり、この数には不審死は含まれていないのです。一時保護全体の半分が虐待が原因であり、他にも施設不調もあります。保護された後、社会的養護(児童養護施設等)に行くか、在宅になりますが虐待コストとして、児童養護施設の子どもの1人当たりの年間費用を算出したところ、平均で約350万円、多いところでは約500万円。同じ子どもでも地域によって違うのが現状としてあります。

将来のコストや学力コストから言うと、いま九州全地域の施設研究がとても熱心で、これは、施設職員が自主的に研究をしたものです。実際に家庭復帰したことで、学校を中退してしまう子どもが多いことが分かっており、家庭の状況も本当の意味ではなんら変わっていないのに、「子どもが回復したから」とか「親が回復したから」と、小6や中3で措置解除を期限で決めてしまうことは間違いでしょう。2年以上措置が続いたら家庭復帰は難しいと考えた方が良いでしょう。そういった意味でもやはり施設は必要であり重要な役割と言えます。

社会的養護を経た子どもは今後どのようなのか

家庭復帰をした子どもは再度虐待を受け

てしまうケースが多々あります。実は母親自身幼少期に虐待を受けていたという場合も少なくないのです。境界性人格障害も虐待を受けた女性に非常に多いことが分かっています。薬物に染まるケースもあります。また施設出身者であることを隠して生活している人もおりますので SOS が出せずに抱え込んでしまう人もいます。これらも踏まえて、医療(精神科)への加算が決まりました。社会的養護を経た人や虐待を受けてきた人の生きづらさは計り知れず、自立生活が困難であれば社会的コストはかさんでいきます。ですからそうなるまえに子ども時代からしっかり見ていかなければならないのです。

支援の有り方

神奈川県茅ヶ崎市の研究データからも、社会的養護の予後がよくないことがわかっています。いま神奈川県も積極的に研究に力を入れています。家庭復帰条件として裁判決定した項目が、①母親が虐待を認めて児相の指示に従っているか。②居室があるか。③子どもが望んでいるか。の3点です。また、特定子どもへの面接と呼ばれる面接があり、けして家庭復帰を誘導尋問させない質問をします。

福祉を受けている(生活保護)家庭に子どもを復帰させることは良い方法ではないはずで

当事者の研究ベース

幼少期、どうして自分が児童養護施設に居たのか、どうしてこの期間親と面会出来なかったのか等を、当事者側から親代わりであった当時の施設職員に働きかけ、任意

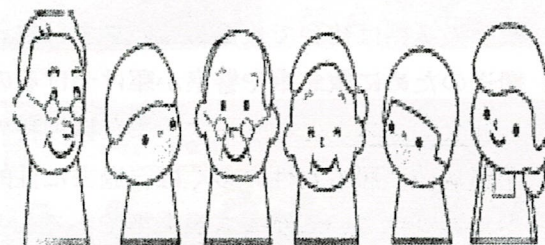
でライフストーリーワーク(子ども自身の歴史を繋ぎ、知る)を行っているのが実情です。

最後に

ここでは子どもの命や人の思いやりを数字やお金で表すことに違和感をおぼえる方もいますが、これが唯一見えるものです、説得力のあるものなのです。熊本県の「こうのとりのゆりかご」には数多くの子どもたちが来ます。これも、性の知識がないことや性被害が原因であったり、中には、自分の子どもを自分の子どもとして認めたくない人も存在するのです。命の大切さとか、そういったものは通用しない世の中でもあるのです。

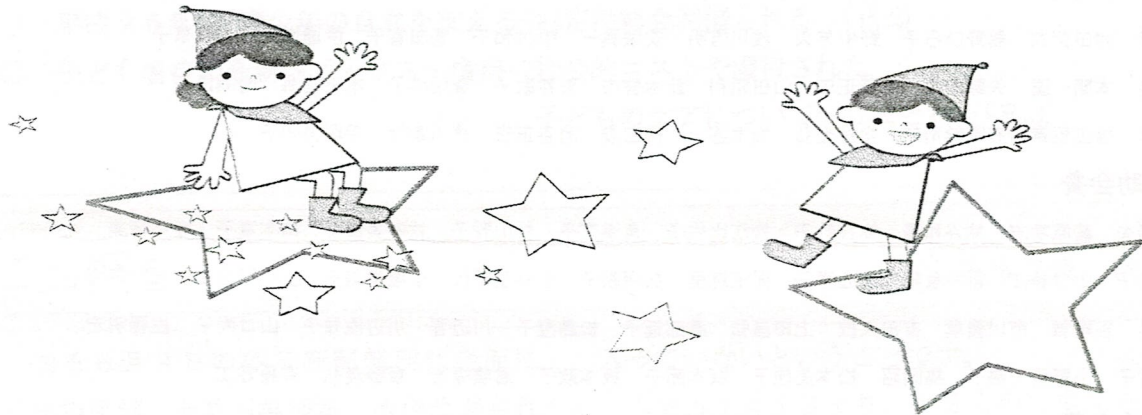
2011年3月11日に発生した東日本大震災では、福島震災被害額は1.9兆円と言われていています。そして社会的養護全コストは1.5兆円です。インパクトある震災であったが、そのインパクトと虐待問題のコストはそう変わらないのです。復興とか絆とか言われていますが、虐待に関してもいま社会全体が見つめなおすべきでしょう。

私は現場で生きる子どもたちや、今も懸命に働く支援者たちが皆幸せになってほしいと心から強く願っています。



～第17回星の家まつり開催決定致しました～

9月28日(日) 会場 わかくさアリーナ



バザー10:30-15:00  模擬店11:00-15:00

バザー物品&ボランティア募集中です!!

今年度は青少年の自立を支える会チャリティーコンサート実施する予定です!
(第17回コンサート)

日時 2015年3月22日(土曜日)夕刻

場所 栃木県総合文化センター



※来年は趣向を変えて実施したいと考えていますのでお楽しみにして下さい♪

会費・寄付金をお納めいただき、ありがとうございました。

(平成26年4月～6月末 敬称略)

●正会員

星俊彦 星美帆 服部和雅 中村明美 小坂博子 梶田みどり 阿久津マキ子 蓼沼初枝 渡辺やす 鷹栖律子
星紀彦 井田紫衣 舘野ひろ子 野中芳久 浅川信明 安城興一 中村和子 豊田省子 伊達悦子 山口京子
横松晃 本間一匡 矢野浩美 矢野正広 山田昭利 鈴木啓市 荒井敏子 斎藤洋子 本田絳海 増淵民子
多門孝 福田雅章 石原幹司郎 北村光弘 松本甚一 柳田俊 池谷正宏 荒川泰行 手塚美知子

●賛助会費

萩原寿夫 藍原功志 林谷和憲 林谷政子 松江比佐子 角海京子 村山雅子 竹内美由紀 橋本憲子 寺内晴美
岡本貞子 山口静江 新井重陽 渡辺厚子 児玉恵里 加藤勝子 小林三千代 小堀栄美子 上明戸晋史 上明戸晋子
藤本早 谷崎誠 市川義章 吉田久枝 上田昌弘 浦部延子 松島澄子 川辺晋 川辺佐知子 山口尚子 佐藤明宏
杉山君子 小野崎千鶴子 福岡昭 松本美佳子 坂本節子 坂本政子 君嶋福芳 齋藤義弘 斎藤好江

●団体会費

(有) 在宅サポートこころ 弁護士法人のぞみ法律事務所

●寄付

服部和雅 浅野道子 増山律子 鈴木俊男 皆野愛 富士ゼロックス栃木(株) 富士ゼロックス栃木端数倶楽部
駒場芳雄 浅野道子 田村孝夫 柳川外美枝 阿久津ケン子 小坂博子 鈴木俊男 医療法人社団友志会 梶田みどり
長靴をはいたおこ 星豊 柿崎みどり 田村陽子 浅野道子 菊池崇訓 蓼沼初枝 鈴木俊男 石山佳奈 松本甚一
井田紫衣 野中芳久 山口京子 横松晃 本間一匡 角海京子 寺内晴美 矢野正広 舘野ひろ子 新井重陽
荒井敏子 斎藤洋子 増淵民子 上明戸晋史 上明戸晋子 福田雅章 柳田俊 荒川泰行 手塚美知子 上田昌弘

なお、沢山の方からお米や野菜あるいは日用品などの物品をいただいております。ご芳名は省略させていただきます
が感謝しお礼申し上げます。

【編集後記】



今年のお祭りは例年より1ヶ月早い9月28日(日)に決定致しました。

沢山のイベントも予定しておりますので、皆様是非いらして下さいね!

【会費納入及びご寄付の郵便振替先について】

加入者名：青少年の自立を支える会 口座番号：00140-3-366972

*通信欄に会員種別・寄付金及びその金額をご記入ください。また、ご入会の方は“入会”とご記入ください。

会員種別と金額は、正会員：5,000円、賛助A：5,000円/一口、賛助B：1,000円/一口、賛助団体20,000円/一口です。

振込などの手間が要らない「会費等の金融機関引落し」のご利用をお勧めしております!

発行者 認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会

発行日 2014年7月17日

発行責任者 星 俊彦

編集責任者 福田 雅章

所在地 320-0037 栃木県宇都宮市清住 1-3-48

電話 028-666-6023 FAX 028-666-6024

Eメール sasaeru@snow.ucatv.ne.jp

HP http://www2.ucatv.ne.jp/~sasaeru.snow